

令和2年度 屋外広告物講習会の受講案内

神奈川県内で屋外広告業を営む方は、神奈川県知事へ登録（横浜市、相模原市、横須賀市及び川崎市内においては、それぞれの市長へ登録または特例届出）をするとともに、営業所ごとに業務主任者として一定の資格のある方を置くことが義務付けられています。この資格を得ることのできる講習会を開催いたしますので、必要な方はこの講習会を修了してください。なお、神奈川県以外で営業をしている方又は営業をしようとしている方でも受講できます。

■ 講習会の開催

1 開催日及び開催会場

開催日	開催会場	備考
令和2年（2020年） 10月30日（金）	川崎市役所 第4庁舎2階ホール 川崎市川崎区宮本町3番地3	会場には駐車場がありませんので、なるべく公共機関を御利用下さい。

2 講習の主な内容及び講習時間

講習事項	講義の内容	講習時間
屋外広告物に関する法令	・屋外広告物法及び川崎市屋外広告物条例を中心とした屋外広告物に関する法令	2時間
屋外広告物の表示の方法	・都市の良好な景観と屋外広告物の意匠、色彩及び形状との調和のあり方	2時間
屋外広告物の施工	・屋外広告物の材料、構造、設置方法等の安全対策及び施工管理	2時間30分

3 時間割

9:00		9:30		9:40		11:40		12:40		14:40		14:50		17:20		17:30		
受	開	講習： 屋外広告物に 関する法令				昼	休	講習： 屋外広告物の 表示の方法				休	講習： 屋外広告物の 施工				閉講及び 修了証の 交付	
付	講					み	憩											

（注）受付は9時から9時30分です。混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。

4 使用するテキスト

- （1）株式会社ぎょうせい刊「屋外広告の知識（第5次改定版）法令編」「屋外広告の知識（第4次改定版）設計・施工編」「屋外広告の知識（第4次改定版）デザイン編」（御持参願います。）
- （2）その他屋外広告物関係法令テキスト等は、当日会場でお配りいたします。

■ 受講申込みの受付

申込み先	受付期間	定員
川崎市 建設緑政局 道路管理部 路政課 屋外広告物係 〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 12-1 川崎駅前タワー・リパーク 14 階 電話 044-200-2814 (直通)	令和2年9月1日(火)～9月15日(火) (郵送の場合は当日消印有効) ・ 持参の場合は、土曜日、日曜日を除く 8時30分～17時00分にご来庁ください。 ※ <u>受付期間以外(受付開始前も含む)の受講申込みは無効となりますのでご注意ください。</u>	100名 応募者多数の場合は抽選となります。

1 申込み方法

4ページの受講申込書に必要事項を記入し、写真(※)を貼付の上、郵送又は持参でお申し込みください。(受講申込書は、コピーするか、川崎市ホームページからダウンロードしてお使いください。)

なお、受付開始前に郵送で届いた受講申込書は返送いたします。

※写真は、申込み日前3か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのものとしします。

2 受講料 3,000円

申込後に、市から納入通知書をお送りいたしますので、お近くの金融機関で納付してください。また、領収書は講習会当日に会場までお持ちください。

なお、納付された受講料は、講習会を受講されない場合でもお返しいたしません。また、講習科目の一部を免除される場合でも受講料は変わりません。

3 受講票の送付

受講票は、納入通知書とあわせてお送りいたします10月15日(木)までに届かない場合は御連絡ください。受講票は講習会当日必ず会場にお持ちください。

■ 講習科目の一部免除

次の資格を有する方は、「屋外広告物の施工」に関する受講を免除されます。受講を申込み際、その資格を証する書面の写しを添付してください。

- (1) 建築士法の建築士の資格を有する方
- (2) 電気工事士の電気工事士の資格を有する方
- (3) 電気事業法の電気主任技術者免状(第1種・第2種・第3種)の交付を受けた方
- (4) 帆布製品製造に関し、職業能力開発促進法に基づき、職業訓練指導員免許を受けた方、技能検定に合格した方又は職業訓練の修了証書の交付を受けた方

■ 講習会修了証の交付

- (1) 講習科目をすべて受講した方には、講義終了後修了証を交付します。
- (2) 各講習科目について、遅刻、早退又は中座をした場合は、全て受講したこととは認められませんので、御注意ください。
- (3) 講習科目の「屋外広告物の施工」を免除された方は、「屋外広告物の表示の方法」の講義終了後、修了証を交付します。

■ 受講する必要のない方

次の方は、講習会修了者と同等以上の知識を有する者として、受講する必要はありません。

- (1) 屋外広告物法に規定する登録試験機関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について実施する試験に合格した方（屋外広告士）
- (2) 都道府県、指定都市又は中核市が行う講習会を修了された方
- (3) 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許（広告美術科）を受けた方、技能検定（広告美術仕上げ）に合格した方又は職業訓練（広告美術科）を修了した方

主 催：川崎市

共 催：神奈川県 横浜市 相模原市 横須賀市

問い合わせ先：川崎市 建設緑政局道路管理部路政課屋外広告物係

住所 〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 12-1

川崎駅前タワー・リバーク 14 階

電話 044-200-2814（直通） FAX 044-200-3978

屋外広告物講習会受講申込書

令和 年 月 日

(あて先) 川崎市長

写真 <small>申込み日3か月以内に撮影した無帽、 正面、上三分身、無背景 縦 4.5 cm x 横 3.5 cm</small>

郵便番号.....

住 所.....

申込者 氏名 フリがな.....

電話番号.....

川崎市屋外広告物条例施行規則第22条第2項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

生 年 月 日	年 月 日		
受 講 事 項	1 広告物又は 掲出物件に関する法令	2 広告物の表示 の方法に関する 事項	3 広告物又は掲出 物件の施工に関する 事項
受講事項3の免除 の有無	資格名 有 [] ・ 無		

備考

受付印

(注意) 太線内のみ記入してください。

申請者欄の住所は、自宅住所を記載してください。

川崎市役所 第4庁舎案内図



〒210-0004
川崎市川崎区宮本町3番地3

●交通機関
JR川崎駅東口から徒歩8分
京急川崎駅から徒歩5分